

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

学校の管理運営の効率化を図るため、社会福祉士又は介護福祉士に係る既修得単位の認定方法の見直し、授業料の納付期限の統一、寄宿舎の廃止その他所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 社会福祉士又は介護福祉士に係る入学前の既修得単位の認定について、必要な事項は校長が別に定めることとする。
- (2) 月の中に復学した者に係る当該月分の授業料の納付期限を復学した日の属する月の翌月の末日まで（現行 復学の日から10日以内）とする。
- (3) 寄宿舎を廃止する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(1)を除き、平成22年4月1日とする。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部が改正され、ふぐ処理師試験の受験資格に、高等学校の入学資格を有する者で、ふぐ取扱い営業の認証施設（以下「認証施設」という。）でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの（以下「ふぐ取扱いに従事する者」という。）が加えられることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) ふぐ取扱いに従事する者が、ふぐ処理師試験を受験する場合の受験願書への添付書類を、高等学校に入学する資格があることを証する書類及び認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。